

選挙人名簿

選挙権を
持って
いても

選挙権を持っていても実際に投票するためには、市町村の選挙管理委員会が管理する「選挙人名簿」に登録されていなければなりません。

引っ越しなどの場合に、きちんと住民票を移す手続きをしないと、引っ越し先の住所地で投票できない場合があります。気を付けましょう！

被登録資格

選挙人名簿に登録されるのは、その市町村に住所を持つ年齢満18歳以上の日本国民で、その住民票が作られた日から引き続き3か月以上、その市町村の住民基本台帳に記録されている人です。

「せんきよにんめいぼ」っていう名簿があるんだね。
登録を申請しなければ
いけないの
かな？



登録

選挙人名簿への登録は、年4回（3月、6月、9月、12月）定期的に行われる「定時登録」と、選挙時に行われる「選挙時登録」があります。
（登録の申請は必要なく、市町村の選挙管理委員会が行います。）

高校生の皆さんは、18歳の誕生日を迎える頃に進学等のために引っ越しをする場合もあります。誕生日、引っ越しの日、選挙日程、それぞれの前後関係によって、どこの市町村の選挙人名簿に登録されるかが変わってきますので、分からないことがあれば、お住まいの市町村の選挙管理委員会にお尋ねください。



せっかくの選挙権を行使するために、
引っ越ししたら手続きが必要ってことね

